

平成27年度 農産物検査員育成研修(基礎課程)

日時：平成27年4月13日(月)～17日(金)
場所：北農ビル19階(札幌市)

本年も全道より121名の受講生が農産物検査員育成研修(基礎課程)に参加し、
4月13日(月)～17日(金)の5日間をかけ検査員としての基礎を学びました。

主催者挨拶



一般社団法人 北海道米麦改良協会
岡本 英俊 専務理事

農産物検査法の意義について、農産物の適正な流通の維持を図ると共に安全安心を担保する事により消費者の利益と生産者の経営を守る重要な制度となっていることをあげ、また、昨年3月に発覚した不適正な検査行為により北海道農産物や検査制度の信頼が失墜したことに対し再発防止策を強力に推進していることなどを紹介。

今回の受講生には、検査現場では①絶対に法・規定を守るとの気持ちを持つ。②地域の民間検査体制のあり方を常に意識し、強く改善意識を持つ。③適正な農産物検査により生産者・JAグループの信頼性を高めるという責務を認識する—以上の事を絶えず意識し検査に役立てて欲しい旨挨拶しました。

来賓挨拶

北海道農政事務所 農政推進部 業務管理課
森田 宏美 課長

農産物検査員育成研修は、平成12年から国が開催し、同13年から民間検査員の検査がスタートし、現在は北海道内の検査機関は8機関、農産物検査員は1089名が登録され各地域において検査を実施しています。

今後、受講生は検査現場に出ていくことになりますが、農産物検査は法第1条の「目的」を肝に銘じながら、消費者から強く求められている安全・安心な食料の提供や農産物検査証明が米の表示の根拠とされていること、水田フル活用の交付要件となっていること、また、格付により生産者の収入に影響を与えるため、実施要領や検査マニュアルに基づいた適正な検査の実施が必要であるとしました。

また、毎年、検査証明に関する疑義案件も数多く発生し、裁判にまで発展している事例もあるため気を引き締めて業務推進をお願いしたい旨、挨拶がありました。



主な講義内容

4月13日 第1～第2講義

開講式
農産物検査の役割、
検査員の職務・心得
登録検査機関について
農産検査法、基本要領

4月14日 第3～第8講義

食品表示制度、経営所得安定対策、
食糧法について
農産物検査規格規程
米穀の事故クレーム
国内産農産物の
検査実施マニュアル I

4月15日 第9～第12講義

国内産農産物の
検査実施マニュアル II
道内産地品種銘柄の特性
標準計測方法、検査機器の仕様ほか
試験等のマニュアル解説
うるち・もちおよび異臭麦判定、
ふるいの使用

4月16日 第13～第17講義

検査標準品および限界基準の解説
北海道米麦改良協会業務規程の解説
国内産農産物の検査実施マニュアル III
検査機器(水分計・容積重)の
測定方法実習
総括講義①

4月17日 第18講義

総括講義②
筆記試験
閉講式

受講生のみなさん



講義



北海道 環境生活部
くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化グループ
山岸 主査



北海道農政事務所 農政推進部 経営・事業支援課
平 課長補佐



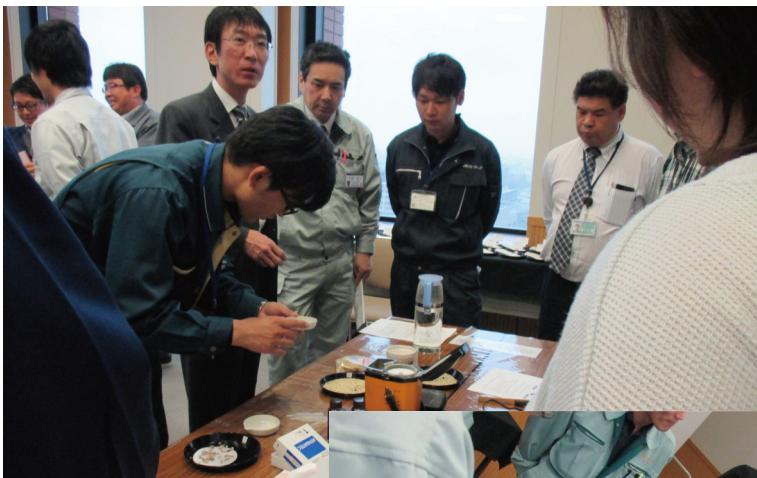
北海道農政事務所 消費・安全部 流通監視課
齋藤 総括係長



ホクレン米穀事業本部 米穀生産課
紺屋 課長

■■■■■ 第12講義 実習風景 ■■■■■

うるち・もち判定実習



異臭麦判定実習



ふるいの使用方法実習



■■■■■ 第13講義 風景 ■■■■■

検査標準品鑑定実習



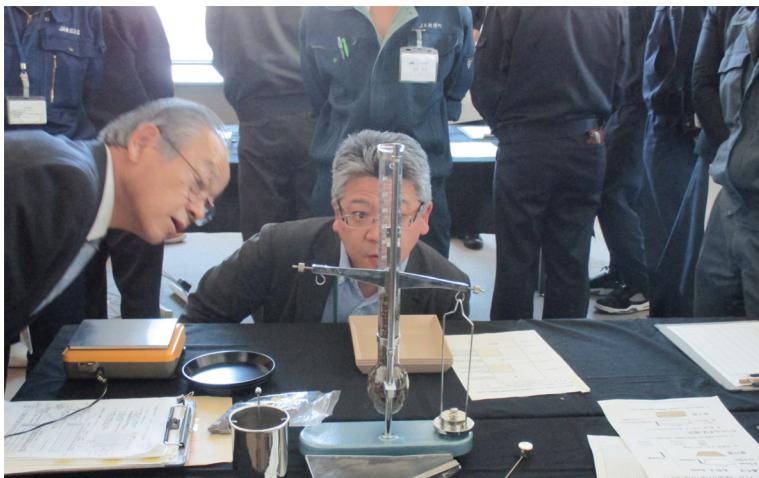
大豆・小豆の品種見本鑑定



第16講義 風景



電気水分計の使用方法実習



容積重(ブラウェル)の測定実習

閉講挨拶

一般社団法人 北海道米麦改良協会
高橋 幸雄 事務局長

基礎課程の研修終了と筆記試験に合格したお祝いと、これからの研修カリキュラムも先輩検査員との連携により全行程を無事終了し、全員が農産物検査員に合格するようエールをおくりました。

また、晴れて農産物検査員になったときは、適正な検査のための「農産物検査法」と「本会の業務規程」の遵守を忘れずに、強い自覚を持って検査業務にあたって欲しい旨の挨拶がありました。